

## 令和7年度第12回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年3月13日(金)  
午前9時30分 ～ 午前11時00分  
場 所 菊川ふれあい会館 2階 中小ホール

### 会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名  
現 在 数 18 名  
出 席 総 数 14 名  
欠 席 総 数 4 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	欠席
2	木村 貴志子	出席
3	新久保 克己	欠席
4	松倉 公一	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	欠席
12	坂田 謙祐	欠席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	河本 肇	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

### 本会議に出席した事務局職員

事務局長外 4 名

傍聴人 0 名

## 令和7年度第12回総会

(開始時刻9時30分)

### 事務局（小田事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は14名、欠席委員は4名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が「成立いたしますこと」をご報告申しあげます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

### 議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように、出席委員が過半数を超えています。本日の総会は成立いたしますので、「令和7年度第12回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第2項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号6番、岡本住子委員と、議席番号7番、下田敏純委員のご両名を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。以降、着座にて説明させていただきます。

総会議案書1ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆で、面積は219㎡、位置図は5、6ページ、公図は7ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総

合支所神玉支所から北西へ約1.6kmに位置する、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、所有する農地から離れた場所にある申請地の譲渡しを考えていた譲渡人の要望に、経営規模拡大を図る譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置し、譲受後は、梅とザクロの果樹を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田9筆で、合計の登記面積は16,370㎡、位置図は8ページから11ページ、公図は12ページから19ページをご覧ください。申請地は、JR黒井村駅から北東へ約700mに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地で、令和7年度第10回総会の議案第2号1番において、営農型太陽光発電設備への一時転用が許可された案件です。

申請理由は、営農型太陽光発電の設置に伴う金融機関からの融資条件に区分地上権の設定登記が必要となった借受人の要望に、各貸付人が応じたもので、区分地上権の設定となっております。

本件は、農地法第3条第2項ただし書の規定により、同項各号の要件を満たす必要はありませんが、「農地法関係事務に係る処理基準について」に、「区分地上権等の設定等の許可基準」が記されており、「その権利の設定又は移転を認めてもその権利の設定又は移転に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、その権利の設定又は移転に係る農地等をその権利の設定又は移転に係る目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとする。」とあります。

本件は、一時転用が許可済みであること、申請者が借受人、耕作者であることから、先ほどの条件が満たされていると判断しております。

総会議案書3ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田2筆と畑1筆で、合計面積は5,201㎡、位置図は20ページから23ページ、公図は24ページから27ページをご覧ください。申請地は、JR福江駅から北へ約1kmから1.5kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、譲渡人の要望により、■■■■である譲受人が応じ、新規で農業を始めるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置し、譲受後は、菊等の花卉や、きゅうりやナス等の野菜を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

3ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田4筆で、合計面積は8,750㎡、位置図は28、29ページ、公図は30、31ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊

田総合支所から東北東へ約1.6kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、譲渡人の要望により、利用権を設定して耕作していた譲受人が応じるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置し、譲受後は、水稻を作付けする予定で、贈与による所有権の移転となっております。

3ページに戻りまして、5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆で、面積は290㎡、位置図は32、33ページ、公図は34ページをご覧ください。申請地は、JR福江駅から南へ約1.1kmに位置する、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、高齢により耕作及び維持管理が困難な譲渡人の要望に、譲受人が応じるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置し、譲受後は、ネギを栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

総会議案書4ページをお開きください。6番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆で、面積は4,155㎡、位置図は35、36ページ、公図は37ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から南南東へ約1.2kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、相続で取得したものの、耕作困難で、農業後継者もない譲渡人の要望に、利用権を設定して耕作していた譲受人が応じるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置し、譲受後は、水稻及び麦による二毛作を行う予定で、売買による所有権の移転となっております。

2番を除く各譲受人は、農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有又は借り受ける予定であり、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

また、2番につきましても、先ほど説明したとおり、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。

#### **有田孝義委員**

議席番号18番、有田です。1番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和8年3月3日、農業委員2名と事務局職員1名で現地確認をいたしました。

今回の申請地の隣接地は、農地法第5条の申請により令和8年1月開催の第10回総会で審議し許可した案件の土地で、譲渡人はその土地の売買を行った経緯から今回の畑の譲渡しを譲受人に申し出て、隣接地を購入した譲受人が応じたものです。

譲受後、梅やザクロの木を植えて収穫したものは、自家消費の他、道の駅などに出荷する計画です。何ら問題ないものと判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### **議長（山田会長）**

続いて、2番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

#### **石田安男委員**

議席番号9番、石田です。2番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和8年3月4日、農業委員2名と事務局職員2名で現地確認をいたしました。

申請地は、令和8年1月開催の第10回総会において農地法第4条の申請により許可をした営農型太陽光発電設備を設置する場所です。事務局の説明のとおりですが、金融機関の融資条件として、区分地上権の設定登記が必要になったため、借受人が各貸付人に申し出たもので、各貸付人が応じたものです。確認時点で、すでに太陽光発電設備の設置は完了しており、電気配線工事中でした。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### **議長（山田会長）**

続いて、3番及び5番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

### 田崎育子委員

議席番号5番、田崎です。3番及び5番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和8年3月3日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。

まず、3番の案件ですが、申請地は、西に [ ] の調整区域がある、よく管理された農地でした。譲渡人である [ ] は、 [ ] である譲受人に生前贈与するもので、譲受人が要望に応じたものです。譲受人は農作業の経験はありませんが、現在営農をしている [ ] の指導を受けながら花や野菜を栽培するとのことです。自家消費と直売所に出荷する予定です。農機具についても指導者である親戚から借りる予定です。

次に、5番の案件ですが、申請地は [ ] の国道191号線の近くにある調整区域で、ネギハウスが点在している所です。申請地には現在ビニールハウスが建っていました。譲渡人は高齢で、耕作、維持管理が困難なことから譲受人に申し出たもので、隣には譲受人のビニールハウスもあり、譲受人は専業農家で安岡のネギ栽培をしており、規模拡大を図るため譲渡人の要望に応じたものです。JAのネギ部会に所属し認定農業者にもなっており、将来を期待されています。ご審議のほど、よろしくお願いします。

### 議長（山田会長）

続いて、4番の案件につきまして、議席番号16番、河本肇委員、報告をお願いいたします。

### 河本肇委員

議席番号16番、河本です。4番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和8年3月4日、農業委員2名、事務局職員1名で現地調査を行いました。

この農地は、譲受人が利用権を設定して水稻を栽培していましたが、譲渡人から贈与の申出があり、譲受人が応じたものです。きれいに管理されており、今後とも水稻を栽培する予定で、何ら問題ないと思われれます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

### 議長（山田会長）

続いて、6番の案件につきまして、議席番号13番、伊田喜弘委員、報告をお願いいたします。

### 伊田喜弘委員

議席番号13番、伊田です。6番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和8年3月4日、農業委員2名と事務局職員1名で現地確認をいたしました。

申請地には麦が栽培され、よく管理されていました。また、隣接地に農業ハウスがあり、ハウス内で野菜が栽培されていました。日当たりがよく、水利は近くによく管理されたため池があり、営農環境は大変すばらしいと感じました。譲渡人は当該農地を相続で取得しましたが、利用権を設定し、営農している譲受人に譲渡しを申し入れ、それに譲受人が応じたものです。譲受人は妻とパート従業員とともに田及び畑合計約32haの農地で営農実績があり、何ら問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

#### 議長（山田会長）

次に、日程第2「議案2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

#### 事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書38ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆で、転用面積は203㎡、位置図は39、40ページ、公図は41ページ、土地利用計画図は42ページをご覧ください。なお、40ページの航空写真についてでございますが、印刷の影響で図示された境界線等が確認しづらい資料となっておりますので、本日お配りした航空写真をご覧ください。申請地は、下関市役所王喜支所から、東へ約2.8kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地

で、「第2種農地」でございます。

転用目的は、農業用倉庫の建築を目的に、農家住宅の敷地拡張を行うものでございます。一体利用地は、申請人の所有地であることから問題ありません。

また、全体面積は1,000㎡を超えますが、一体利用地内にはがけ部分が約80㎡存在しており、有効実効面積は1,000㎡以下となっていることから、土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地よりも農地の方が高位置にあり、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。汚水は、一部はくみ取り式となっており、それ以外は合併浄化槽で処理され、雨水とともに敷地内の排水路を経由し、河川又は道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本件は無断転用案件で、昭和62年頃に、前所有者の農業後継者であった[ ]が、作業場用の農業用倉庫を建築していたことから、下関市農業委員会会長宛に、始末書が提出されています。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号4番、松倉公一委員、報告をお願いいたします。

### 松倉公一委員

議席番号4番、松倉です。1番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和8年3月4日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

昭和62年頃に、当時、[ ]の農業後継者であった[ ]が、隣接する宅地に農業用倉庫を建築する際、今回の申請地である農地との境界を確認していなかったことから、農業用倉庫が、少し、申請地にはみ出ていることが判明したため、農家住宅の敷地拡張として、4条転用申請されたものです。追認案件となっておりますので、申請者より、始末書が提出されています。

なお、事務局からの説明にもありましたが、隣接する宅地と併せた面積が1,

000㎡を超えているものの、隣接する宅地内には約80㎡のがけ地が存在し、隣接地と併せた有効実行面積が、1,000㎡に満たないことを確認いたしました。

詳細は、事務局からの説明のとおりです。農地との境界を確認せず、農業用倉庫を建築してしまったものであり、致し方ないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

#### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。それでは、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

#### 議長（山田会長）

次に、日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

#### 事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。

総会議案書43ページをお開きください。1番、位置図は45、46ページ、公図は47ページ、土地利用計画図は48ページとなります。

本件は、先月の第11回総会において、申請に係る用途、特定建築条件付売買予定地として供することが「確実と認められるか」の判断に至らなかったため、「保留」となった案件でございます。

議案第3号1番関係資料をご覧ください。1ページの顛末書は、前回総会でお配りしたもので、2ページが、このたび新たに提出された顛末書となります。3ページが、各区画の販売計画及び現在の状況が記載された、工程表となります。

このたび提出された顛末書には、                    以降に、建売住宅を建設することなく、                    付で、土地の売買契約締結に至った経緯について、詳しく記載がなされており、                    に、事務局において、事業実施者の法人代表者と面談し、現在は、特定建築条件付売買予定地の要件等についても、正しく理解されていることを確認しております。

続きまして、販売計画でございますが、1区画については、土地購入予定者と

の交渉を開始しており、既に、購入予定者は、住宅ローンの事前審査も終了している旨を、事務局において提出された書類にて確認しております。

残りの2区画についても、大手ハウスメーカーと交渉中であり、農地転用許可後に、直ちに、買主の募集、販売及び建築請負契約締結に着手できるよう準備を進めている状況となっております。

本件は、第2種農地で、他に適当な土地はなく、この度の申請においては、特定建築条件付売買予定地の要件を確実に遵守し、申請に係る用途に供することが確実にとの判断により、事務局といたしましては、許可処分が妥当と考えます。

なお、許可条件でございますが、通常は、

- 1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 2 事業計画を変更し、又は廃止する場合は、あらかじめ、申請書を提出し、農業委員会会長の承認を受けること。
- 3 許可に係る工事（住宅の建設工事を含む。）が完了するまでの間、当該許可の日から3月後及びその後1年ごとに当該工事の進捗状況及び土地売買契約締結の状況、建築請負契約締結の状況、建築確認の状況、土地の引渡しの状況を報告するとともに、当該工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。
- 4 農地転用事業者から土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後又は当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこと。

となっておりますが、本件については、3の進捗状況の報告について、通常の「許可の日から3月後及びその後1年ごとの報告」を、「許可の日から3月ごとの報告」と、こまめに進捗状況の報告をさせるようにしたいと考えております。

本件は、開発許可と同時施行といたします。

総会議案書44ページをお開きください。2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田2筆で、転用面積は704㎡、位置図は49、50ページ、公図は51ページ、土地利用計画図は52ページをご覧ください。申請地は、JR川棚温泉駅から北北東へ約800mに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」でございます。

転用目的は、業務用駐車場を拡張するもので、申請理由につきましては、事業拡大に伴い、業務用駐車場が不足していることから、このたびの計画に至ったもので、各譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地の4筆は、譲受人の所有地又は借地であることから、確保は確実に、土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断いたしました。なお、申請

地に隣接した農地はありません。

また、汚水の発生はなく、雨水のみ農業用排水路及び道路側溝に放流されますが、流下量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本件は無断転用案件で、平成7年頃から申請地を借り受け、業務用駐車場として整備、利用していたことから、下関市農業委員会会長宛に、始末書が提出されています。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしており、「許可後3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付して許可することとし、事業の実施状況報告書が提出された場合には、農業委員と事務局職員又は事務局職員で、現地確認を行い、総会にて報告することといたします。

44ページに戻りまして、3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆で、転用面積は214㎡、位置図は53、54ページ、公図は55ページ、土地利用計画図は56ページをご覧ください。

申請地は、JR綾羅木郷台地駅から、南東へ約1.1kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない孤立した農地で、「第2種農地」でございます。転用目的は、自己用住宅の敷地として利用するものでございます。

申請理由は、XXXXXXXXXXである貸付人の近くに居住することを計画していた各借受人の要望に、耕作及び管理が困難となった貸付人が応じたもので、使用貸借による権利の設定となっております。

一体利用地の2筆は貸付人の所有地であり、土地所有者として承諾していることから確保は確実で、土地利用計画と建ぺい率からみて、計画面積は適当であると判断いたしました。計画地の一部に隣接した農地がありますが、ブロック積みを設置する予定であり、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。本案件は、開発許可と同時施行といたします。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番及び3番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

### 田崎育子委員

議席番号5番、田崎です。1番及び3番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和8年3月3日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

まず、1番の案件ですが、これは先月の総会で「保留」となった案件です。再調査に行きました。

このたび、新たに顛末書が提出され、[ ]以降に建売住宅を建設することなく[ ]に土地の売買契約に至った経緯について、詳しく記載がなされております。また、[ ]には事務局において、事業実施者の法人代表者と面談をしまして、現在は特定条件付売買予定地の農地転用についても正しく理解されていることの確認、販売計画で1区画については土地購入予定者との交渉を開始しており、すでに購入予定者は住宅ローンの事前審査が終了していることを提出された書類で確認をされています。残りの2区画についても大手ハウスメーカーと交渉中であり、建設着手出来るよう準備している状況であることの確認をしたとのことです。

また、許可条件ですが、事務局において進捗状況の報告について、通常は許可の日から3か月後及びその後1年ごとの報告ですが、許可日から3か月ごとの報告と、こまめに進捗状況の報告をさせることを考えているとのことです。

続いて、3番の案件ですが、申請地は下関北運動公園の近くにある引田地区の宅地に囲まれた第2種農地です。各借受人は[ ]所有の農地に住宅を建築して繁忙期は農業の手伝いをしたいと計画をし、貸付人である[ ]は耕作が困難であるため、[ ]である各借受人の要望に応じることとしたものです。

隣接する農地との間にはブロック塀を設置するということで、周辺農地に支障を及ぼすこともなく、開発行為の申請に必要な書類も添付されておりました。何ら問題はないと思われまます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

続いて、2番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

### 石田安男委員

議席番号9番、石田です。2番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和8年3月4日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。申請地は、JR川棚温泉駅から北北東へ800mの国道と線路に挟まれた2筆の農地で、売買による所有権の移転で業務用駐車場を敷地拡張するもので

す。

譲受人は、公共工事を中心に土木工事を行う従業員も多い業者で、事業拡大により駐車場が不足していることから借り受け利用していたので、このたび計画したものです。事務局の説明のとおり、平成7年頃、当時の代表者が農地法の手続なく整備していたものです。このたび、各土地所有者から土地を購入してほしいとの相談があり、登記地目が農地であることがわかり、会長宛に始末書が出されております。

申請地は、周囲を大型のコンクリートブロック2段で頑丈に泥止めされ、水路もきちんとしていました。汚水はなく、雨水は道路側溝及び農業用排水路へ放流され、周囲に農地はなく第2種農地であり、やむを得ないと思われま

す。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

なお、1番は先月、第11回総会において「保留」となっておりました案件です。1番の案件とその他の案件を分けて採決いたします。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、まず、2番及び3番の案件について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、2番及び3番の案件について、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

続いて、1番の案件について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、1番の案件については、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

### 議長（山田会長）

次に、日程第4「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。

総会議案書、57ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、

議案書に記載のとおりでございます。位置図は58、59ページ、公図は60ページで、土地利用計画図は61ページ、変更事由は議案書記載のとおりです。

本件は、令和6年度第6回総会議案第4号にて承認いただき、[ ]まで工事期間を延長した案件ですが、その後も、現在に至るまで特に進ちよくは見られず、全2区画中、1区画は未着工となっております。

この度の行為に伴い、事務局も本件を承認するか否か、判断には苦慮いたしましたが、承認相当で致し方ないと判断させていただきました。

ただ今後、新たに同様の目的で5条許可申請がなされた時に、許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る用途に供する見込みがないと判断された場合には、許可することができませんので、その時は、この度の行為を含めての、ご審議になると考えております。

本件については、工事期間の延長で、軽微な変更ではございますが、以上の理由により議案とさせていただきます。

以上でございます。

#### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

#### 田崎育子委員

議席番号5番、田崎です。1番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和8年3月3日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

申請地は、旧農免道路沿いの [ ] の近くにあるところです。最初の許可日は、 [ ] で詳細は事務局の説明のとおりです。私もよく車で通る場所ですので、なかなか家が建たないことを心配しておりました。計画変更の理由は、職人の手配がつかず、建売住宅の建設に遅れが生じているとのことでした。致し方ないと思われま。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。  
それでは、「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」、「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり決しました。

### 議長（山田会長）

次に、日程第5「議案第5号 現況確認について」をお諮りします。タブレットの準備をお願いします。それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（藤山事務局長補佐）

総会議案書62ページをお開きください。

説明の前に訂正がございます。議案第5号の現在の状況の欄に訂正がございますので、総会議案書62ページにつきまして、本日配布いたしました「議案第5号の差替分」に差し替えをお願いいたします。訂正内容としましては、1月の総会で名称を改正させていただきました現況確認証明書交付事務取扱要領について、先月に引き続き、改正前の名称で記載していたものでございます。申し訳ございませんでした。また、同様に、総会報告書19ページも差替えをお願い致します。

それでは、ご説明いたします。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆で、面積は529㎡、申請地の位置図は63、64ページ、公図は65、66ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所長府支所から南西へ、約2.7kmに位置する土地でございます。

令和8年3月3日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、申請地は雑草が繁茂していましたが、現況確認証明書交付事務取扱要領第5条に規定する非農地としての認定基準に該当しないと判断し、「農地」との判断になっております。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

### 田崎育子委員

議席番号5番、田崎です。1番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和8年3月3日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員2名で現地調査を行いました。

申請地は、XXXXXXXXXXの近くで市街化区域内にある田です。申請理由は20年以上耕作を行っていないためとありますが、現況は雑草が繁茂していましたが「非農地」の判断基準には該当していないということで、全員一致で「農地」と判断させていただきました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 現況確認について」、原案のとおり「農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

### 議長（山田会長）

次に日程第6「議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括）の策定要請について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号10番、田上光義委員、議席番号15番、藤本康洋委員、議席番号16番、河本肇委員、議席番号17番、岩本憲慈委員、そして、議席番号14番、山田の合計5名が該当しています。

該当委員は退席願いますが、私も該当していることから、「下関市農業委員会総会会議規則第6条」及び「下関市農業委員会規程第3条」に基づき、議長の職務を会長職務代理者の田崎育子委員に代理してもらいます。

田崎職務代理は、議長席にご移動願います。

また、私を含め該当委員5名は、退席願います。

（委員 退席）

（田崎職務代理は議長席へ）

### 議長（田崎育子職務代理）

これより議長を交代します。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

## 事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。

総会議案書 67 ページをお開きください。この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、山口県農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。

詳細につきましては、別紙「議案第 6 号関係資料」の 1 ページから 123 ページの「1. 農用地利用集積等促進計画（一括）一覧表（令和 8 年 4 月 1 日公告予定分）」をご覧ください。

今後の事務処理ですが、議案についてご承認いただいたのちに山口県農地中間管理機構に対し「策定要請」を行い、山口県農地中間管理機構から下関市長に対し「認可申請」が行われ、市において認可・公告を行って利用権設定の効力が開始されるものとなります。

「議案第 6 号関係資料」の 124 ページから 126 ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

## 議長（田崎育子職務代理）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、日程第 6 「議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画（一括）の策定要請について」、質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画（一括）の策定要請について」、原案のとおり「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案は、原案のとおり「承認」と決しましたので、農地中間管理機構である、公益財団法人やまぐち農林振興公社に農用地利用集積等促進計画（一括）の策定について要請いたします。

退席委員は、着席をお願いします。

それでは、山田会長と議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

（委員 着席）

（山田会長は議長席へ、田崎職務代理は自席へ）

## 議長（山田会長）

次に、日程第7「議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（集積）及び（配分）案に係る意見決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号7番、下田敏純委員が該当していますので、退席をお願いいたします。

（委員 退席）

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。

総会議案書68ページをお開きください。

この案件は、地権者から農地中間管理機構が集積し、その農地を公募した借受け希望農家に配分することについて、下関市長から農用地利用集積等促進計画に係る意見を求められたものでございます。2段階方式の手続きに関するものとなります。

1番、内容につきましては、別紙「議案第7号関係資料①」の1ページから35ページの「1. 農用地利用集積等促進計画（集積）一覧表（令和8年4月1日公告予定分）」をご覧ください。

1番は、貸し手である地権者から山口県農地中間管理機構が借り受ける農用地利用集積等促進計画の集積の内容となります。

続きまして2番、内容につきましては、別紙「議案第7号関係資料②」の1ページから36ページの「2. 農用地利用集積等促進計画（配分）案（下関区域分）」と、37ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（下関区域分）」をご覧ください。

続きまして3番、内容につきましては、別紙「議案第7号関係資料②」の38ページの「3. 農用地利用集積等促進計画（配分）案（豊浦区域分）」と、39ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（豊浦区域分）」をご覧ください。

続きまして4番、内容につきましては、別紙「議案第7号関係資料②」の40、41ページの「4. 農用地利用集積等促進計画（配分）案（豊田区域分）」と、42ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（豊田区域分）」をご覧ください。

続きまして5番、内容につきましては、別紙「議案第7号関係資料②」の43、44ページの「5. 農用地利用集積等促進計画（配分）案（豊北区域分）」と、45ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（豊北区域分）」をご覧ください。

2番から5番は、山口県農地中間管理機構から借受け希望農家に配分する内

容となります。

別紙「議案第7号関係資料③」の1ページから3ページに、集積に関する地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をまた、4ページに地区別の配分に関する集計表をお示ししております。

いずれの案件も計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

それでは、「議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（集積）及び（配分）案に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、「意見なし」と決しましたので、その旨の回答を下関市長に送付いたします。

それでは、下田委員は着席をお願いいたします。

（委員 着席）

### 議長（山田会長）

次に、日程第8「議案第8号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。総会議案書69ページをお開きください。

併せて、本日お配りしております。議案第8号関係資料をご覧ください。

令和8年度の目標ですが、国の運用通知等に基づき、実績値等を踏まえ農林水産省が定める計算等により設定しております。

農地の集積は、49.0%。なお、「(1) 農地の集積」にお示ししております「令和8年度（目標）の全体面積」について、国の数値が最新のものに更新されておられませんので、昨年と同じ数値をお示ししております。国から最新の数値が公表されましたら、全体面積、集積面積を修正いたします。遊休農地の解消は、既存分1.83ha、新規分0.68ha、新規参入面積は、58.7ha、推

進委員等が最適化活動を行う日数は、月平均10日以上。任意で定める目標については、前年度と同じで、活動強化月間は、農地パトロール2か月、利用権戸別訪問2か月の計4か月、新規参入相談会への参加は、1回としております。

なお、令和8年度の目標については、市ホームページにて公表するとともに、関係機関へ通知いたします。

以上でございます。

#### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第8号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について」、原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、本議案については、原案のとおり決しました。

#### 議長（山田会長）

次に日程第9「議案第9号 地域計画案及び地域計画変更案に係る意見決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

#### 事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。総会議案書70ページをお開きください。

本案件は、「農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）」の策定及び計画変更を行うにあたり、下関市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。

このたび、15地区の地域計画（案）及び8地区の地域計画変更（案）が作成され、関係機関に意見聴取が行われております。

委員のみなさまには、今年度も該当地区での地元協議にご参加いただき、ありがとうございました。

各地区での協議の内容が反映された計画案となっております。

今後のスケジュールといたしましては、意見聴取の後、市長部局において計画案の公告縦覧を2週間行い、3月末に策定、公告することとなっております。

以上でございます。

#### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございま

せんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第9号 地域計画案及び地域計画変更案に係る意見決定について」、「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、「意見なし」とすることと決しましたので、その旨の回答を下関市長に送付します。

以上で、審議事項はすべて終わりました。

### 議長（山田会長）

次に、日程第10「報告第1号」から日程第23「報告第14号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

### 事務局（藤山事務局長補佐）

ご報告いたします。以降、着座にて報告いたします。

総会報告書1から8ページ、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、30件ございました。

9ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

10ページ、報告第3号「農地転用事業計画の変更届出」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

11、12ページ、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について」は、5件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

13ページ、報告第5号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、1件ございました。簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

19ページ、報告第6号「現況確認について」ですが、説明の前に、報告書の訂正がございます。報告書には、「現況確認書交付事務取扱要領」と記載しておりましたが、正しくは、「現況確認証明書交付事務取扱要領」の誤りでございます。本日、お配りいたしました、報告第6号差替分でご確認願います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、ご報告いたします。「現況確認について」は、3件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認証明書交付事務取扱要領により、現況確認証明書を交付いたしました。

29ページ、報告第7号「土地改良法第3条第1項第2号の申出に係る承認について」は、5件で、内容につきましては、記載のとおりでございます。

山口県下関農林事務所農村整備部及び下関土地改良区に確認したところ、土地改良事業の円滑な推進を目的に提出がなされたものであり、当事者間も合意していることから、専決により、承認書を交付いたしました。

30ページ、報告第8号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。国税局から相続税の納税猶予の適用を受けている農地の状況について照会があったもので、農業委員による現地確認を行い回答いたしました。

31、32ページ、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が7件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

33、34ページ、報告第10号「農地の転用事実に関する照会及び証明について」は6件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

1番から5番につきましては、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。6番につきましては、農業委員による現地確認を行い、専決により、「非農地」と回答いたしました。

35、36ページ、報告第11号「事業進ちょく状況報告及び完了報告について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。全ての案件について現地確認が終了しております。

37ページの報告第12号「令和7年度農地利用状況調査に係る非農地判断未了農地について」でございますが、本件については、先月の第11回総会にて、既に報告済みの案件でございましたので、報告書からの削除をお願いいたしません。大変申し訳ございませんでした。

39ページ 報告第13号「令和8年度下関市農業施策に関する意見書に対する回答について」でございます。

令和7年8月25日、山田会長及び田崎会長職務代理者から市長へ、「農業施策に関する意見書」の提出を行い、2月10日付けで回答がありましたのでご報告いたします。40ページから44ページをご覧ください。回答の主な内容を報告いたします。

意見書に記載の要望内容の(1)「新規就農者・担い手確保の市の独自支援について」は、新規就農に関する相談があった場合、令和6年度に創設された「農業体験チャレンジ事業」を紹介しており、今後、さらに最大4か月の就農体験の

場を提供していきたいとの回答となっております。(2)「鳥獣被害防止対策の強化について」は、令和7年度に創設された「新規捕獲隊員確保支援事業」を継続して実施していきたいとの回答となっております。「捕獲活動省力化支援事業」については、希望のあった全ての機材を導入できたため、来年度以降は要望に応じて対応を検討するとの回答となっております。(3)「生産コストの高騰に対する支援について」は、今後も国や県に対し、農業経営の安定化に向けた支援対策を要望していくとともに、前向きな取組を生産者と共に構築していきたいとの回答となっております。(4)「農業委員会組織の一層の体制強化」については、効果的・効率的な人員配置を実施していきたいとの回答となっております。

45ページ、報告第14号「令和7年度第11回総会議案第3号の審議案件の訂正について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。大変申し訳ございませんでした。

以上、ご報告いたします。

#### 議長（山田会長）

事務局からの報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第14号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

#### 下田敏純委員

議席番号7番、下田です。報告第1号についてですが、相続に関する届出の一覧について、相続を受けられた方の住所の記載はありますが、前土地所有者の方の住所は記載がありません。記載されていない理由は何かあるのでしょうか。

#### 議長（山田会長）

事務局、お願いします。

#### 事務局（岡本主任）

お答えいたします。現在の届出書の様式に、前土地所有者の住所を記載する欄がございません。ただし、農家台帳には住所がありますので、地区等を記載することは可能かと思いますが、相手方から提出された書類に記載がないため報告書には記載しておりません。

#### 下田敏純委員

分かりました。

議長（山田会長）

他にご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和7年度第12回定例総会の閉会」を宣告いたします。

（終了時刻 11時00分）

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....